

◆法人の異動

設立、解散または事業所等の新設、廃止等、法人に異動が生じたときは、速やかに市役所へ届出をしてください。提出にあたっては、法人市民税に係る法人（設立・開設・異動・廃止）申告書に必要事項を記入の上、次の書類（コピー可）を必ず添付してください。

異動の区分		登記事項証明書	定款、総会議事録、または規約	その他の書類
設立、本店の転入（市外から市内へ）		○	○	
支店等の設置	1 店目	○	○	
	2 店目から			
支店等の廃止				
解散、本店の転出（市内から市外へ）		○		
休業				
合併	存続会社	○	○	合併契約書
	消滅会社	○		
清算終了		○		
申告期限の延長の特例の申請書				所轄税務署長に提出した申請書控のコピー
事業年度変更			○	
その他の登記事項変更（商号・代表者・資本金・所在地等の変更）		○		

（注）富田林市内にある支店が市内の別の所在地へ移転した場合は、添付する必要はなく、異動届のみを提出ください。